

習志野市イメージキャラクター「ナラシド♪」・「ソラシノ♪」
デザイン等使用取扱要領

(趣旨)

第1条 この要領は、習志野市イメージキャラクター「ナラシド♪」および「ソラシノ♪」のデザイン等の使用に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるとおりとする。

(1) デザイン等 「ナラシド♪」および「ソラシノ♪」のイラスト、立体物又はこれらに準ずるもの

(2) デザインガイドマニュアル デザイン等の使用方法等について市が定めたもの

(3) 物品 デザイン等を使用した商品、景品等のパッケージ及びこれらに準ずるもの
(使用の申込み)

第3条 デザイン等を使用しようとするもの(以下「申請者」という。)は「ナラシド♪」・「ソラシノ♪」デザイン等使用承認申請書(第1号様式)に次の各号の書面等を添付して市長に提出し、その承認を得るものとする。

(1) 企画書(デザイン、イメージ図等、使用方法がわかるもの)

(2) 申請者の概要がわかる書面

2 市長は、前項の規定による申請について必要があるときは、申請者に対して書類の修正や追加書類の提出を求めることができる。

3 第1項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するときは、市長の承認を要しない。

(1) 習志野市(行政委員会を含む。)が使用するとき。

(2) 学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に規定する学校が教育の目的で使用するとき。

(3) 報道機関が報道又は広報の目的で使用するとき。

(4) 国又は他の地方公共団体が使用するとき。

(5) 習志野商工会議所、習志野市商店会連合会等が観光の振興又は産業の振興の目的で使用するとき。

(6) 個人が非営利目的で情報発信等を使用するとき。

(7) その他市長が使用を適当と認めたとき。

(使用の承認)

第4条 市長は、前条第1項の規定による申請内容が次の各号のいずれかに該当する場合を除き、デザイン等の使用を承認するものとする。

(1) 法令及び公序良俗に反する、又は反するおそれがあるとき。

(2) 政治、思想若しくは宗教の活動に使用、又は使用するおそれがあるとき。

(3) 不当な利益を得るために使用、又は使用するおそれがあるとき。

(4) 自己の商標、意匠等として独占的に使用、又は使用するおそれがあるとき。

(5) 習志野市の品位を傷つける、又は傷つけるおそれがあるとき。

(6) デザインガイドマニュアルに基づいて使用しない、又は使用しないおそれがあるとき。

(7) その他市長が使用について不適切であると認めたとき。

2 市長は、デザイン等の使用を承認するときは、「ナラシド♪」・「ソラシノ♪」デザイン等使用承認通知書（第2号様式）により、申請者に通知するものとする。

3 市長は、前項の承認に際し、条件を付することができる。

4 市長は、使用を承認しないときは、「ナラシド♪」・「ソラシノ♪」デザイン等使用不承認通知書（第3号様式）により、申請者に通知するものとする。

（デザイン等の使用料）

第5条 デザイン等の使用料は、無料とする。

（デザイン等の使用期間）

第6条 デザイン等の使用期間は、原則として1年間以内とし、次項による場合を除き「ナラシド♪」・「ソラシノ♪」デザイン等使用承認通知書に記載されたとおりとする。

2 市長は、必要に応じ、使用期間を修正することができる。この場合において修正した使用期間は、「ナラシド♪」・「ソラシノ♪」デザイン等使用承認通知書に記載して通知する。

3 前各項の使用期間満了後において、引き続きデザイン等を使用するときは、改めて申請を行い、使用承認を受けなければならない。

（使用上の遵守事項）

第7条 第4条の承認を受け、デザイン等を使用するもの（以下「使用者」という。）は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1) 承認を受けた目的及び用途のみに使用すること。

(2) 承認された使用权を譲渡し、又は転貸しないこと。

(3) デザインガイドマニュアルに基づき、正しく使用すること。

(4) 有償物品へのデザイン使用にあたっては、当該承認番号を付記すること。ただし、物品の形状等から付記が困難な場合は、市長の承認を得て省略することができる。

(5) 承認にかかる物品の完成品は、若しくは使用状況の分かる画像又は写真を市長に速やかに提出すること。

(6) 知的財産権の侵害等、デザイン等の使用に起因する問題が発生しないよう、使用者の責任をもって万全の配慮を行うこと。

（承認内容の変更）

第8条 第4条により承認された後、使用内容を変更しようとするときは、あらかじめ「ナラシド♪」・「ソラシノ♪」デザイン等使用変更承認申請書（第4号様式）を市長に提出し、その承認を得るものとする。

2 市長は、デザイン等の使用内容の変更を承認する場合には、「ナラシド♪」・「ソラシノ♪」デザイン等使用内容変更承認通知書（第5号様式）により、使用者に通知するものとする。

3 市長は、デザイン等の使用内容の変更を承認しない場合には、「ナラシド♪」・「ソラシノ♪」デザイン等使用内容変更不承認通知書（第6号様式）により、使用者に通知するものとする。

4 承認を受けたものは変更申請の承認後についても、前条の規定を遵守しなければならない。

ない。

（使用承認の取消し）

第9条 市長は、承認を受けた者が次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、使用の承認を取り消すことができる。

（1）この要領に違反したとき、又は違反することが判明したとき。

（2）偽りその他不正な手段により使用の承認を受けたとき。

（3）前2号に掲げるもののほか、市長が不適切と認めたとき。

2 市長は、前項の規定により承認を取消したときは、承認を受けた者に対し、その理由を明記した「ナラシド♪」・「ソラシノ♪」デザイン等使用承認取消通知書（第7号様式）により通知するものとする。

3 第1項の規定により承認を取消された者は、承認の取消しの通知があった日以後、当該承認に係るデザイン等を使用してはならない。

4 市長は、承認を取消されたことにより生じた損害について、賠償する責任を一切負わない。

（責任の制限）

第10条 使用者が、デザイン等の使用によって、第三者に対して損害または損失を与えた場合において、市は損害賠償、損失補償その他法律上の責任を一切負わない。

（補足）

第11条 この要領に定めるもののほか、デザイン等の使用に関して必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要領は、平成26年1月21日から施行する。

附 則

この要領は、平成27年3月31日から施行する。

附 則

この要領は、平成29年12月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和6年12月1日から施行する。

別記第 1 号様式（第 3 条第 1 項）

「ナラシド♪」・「ソラシノ♪」 デザイン等使用承認申請書

年 月 日

習志野市長 宛

申請者 住所（所在地）
〒
氏名（団体名称及び代表者職氏名）

習志野市イメージキャラクター「ナラシド♪」・「ソラシノ♪」 デザイン等使用
取扱要領第 3 条第 1 項の規定により、下記のとおり使用したく申請します。

記

申 請 の 区 分	新規 ・ 更新（前回承認番号 第 号）
使用キャラクター ※使用するキャラクターを ○で囲う	ナラシド♪ ・ ソラシノ♪
使 用 対 象 物 品 （媒体・品名等）	
使 用 目 的 ・ 方 法 （事業概要等）	
有 償 ・ 無 償 の 別	無償 ・ 有償（販売価格： 円／税込）
使 用 期 間	年 月 日 ～ 年 月 日
使 用 場 所 （販売・頒布場所等）	
数 量 等 （部数・個数等）	
担 当 者 連 絡 先	担当部署名： 担当者名： 電話番号： メールアドレス：

添付書類

- （１）企画書（デザイン、イメージ図等、使用方法がわかるもの）
- （２）申請者の概要がわかる書面（パンフレット、登記簿謄本の写し等）

第2号様式（第4条第2項）

「ナラシド♪」・「ソラシノ♪」デザイン等使用承認通知書

第 年 月 日 号

様

習志野市長 印

年 月 日付けで申請のあったこのことについて習志野市イメージキャラクター「ナラシド♪」・「ソラシノ♪」デザイン等使用取扱要領第4条第2項の規定により、下記のとおり承認します。

記

使用キャラクター ※使用するキャラクターを ○で囲う	
使用対象物品 （媒体・品名等）	
使用目的・方法 （事業概要等）	
使用期間	年 月 日 ～ 年 月 日
使用場所 （販売・頒布場所等）	
数量等 （部数・個数等）	
使用承認番号	習志野市承認 第 号
使用条件	

※裏面の遵守事項を守って使用すること。

(遵守事項)

- (1) 承認を受けた目的及び用途のみに使用すること。
- (2) 承認された使用权を譲渡し、又は転貸しないこと。
- (3) デザインガイドマニュアルに基づき、正しく使用すること。
- (4) 承認にかかる物品の完成品は若しくは使用状況の分かる画像又は写真を市長に速やかに提出すること。
- (5) 知的財産権の侵害等、デザイン等の使用に起因する問題が発生しないよう、使用者の責任をもって万全の配慮を行うこと。

(注意事項)

- (1) 提出した申請書の内容に変更が生じた場合は、「ナラシド♪」・「ソラシノ♪」デザイン等使用変更承認申請書を提出してください。
- (2) 使用期間満了後において、引き続きデザイン等を使用するときは、改めて申請を行ってください。

第 3 号様式（第 4 条第 4 項）

「ナラシド ♪」・「ソラシノ ♪」 デザイン等使用不承認通知書

第 号
年 月 日

様

習志野市長 印

年 月 日付けで申請のあったこのことについて、習志野市イメージキャラクター「ナラシド ♪」・「ソラシノ ♪」 デザイン等使用取扱要領第 4 条第 4 項の規定により、下記のとおり承認しません。

記

使 用 対 象 物 品	
理 由	

第 4 号様式（第 8 条第 1 項）

「ナラシド♪」・「ソラシノ♪」 デザイン等使用変更承認申請書

年 月 日

習志野市長 宛

申請者 住所（所在地）
〒

氏名（団体名称及び代表者職氏名）

年 月 日付けで承認を受けた内容について変更したいので、習志野市イメージキャラクター「ナラシド♪」・「ソラシノ♪」 デザイン等使用取扱要領第 8 条第 1 項の規定により、下記のとおり申請します。

記

使 用 承 認 番 号	習志野市承認 第 号
使 用 対 象 物 品 （媒体・品名等）	
変 更 内 容	

添付書類

（１）変更内容がわかるもの

第 5 号様式（第 8 条第 2 項）

「ナラシド ♪」・「ソラシノ ♪」 デザイン等使用内容変更承認通知書

第 年 月 日 号

様

習志野市長 印

年 月 日付けで申請のあったこのことについて習志野市イメージキャラクター「ナラシド ♪」・「ソラシノ ♪」 デザイン等使用取扱要領第 8 条第 2 項の規定により、下記のとおり承認します。

記

使 用 承 認 番 号	習志野市承認 第 号
使 用 対 象 物 品 （媒体・品名等）	
変 更 内 容	

※裏面の遵守事項を守って使用すること。

(遵守事項)

- (1) 承認を受けた目的及び用途のみに使用すること。
- (2) 承認された使用权を譲渡し、又は転貸しないこと。
- (3) デザインガイドマニュアルに基づき、正しく使用すること。
- (4) 承認にかかる物品の完成品は若しくは使用状況の分かる画像又は写真を市長に速やかに提出すること。
- (5) 知的財産権の侵害等、デザイン等の使用に起因する問題が発生しないよう、使用者の責任をもって万全の配慮を行うこと。

(注意事項)

- (1) 使用期間満了後において、引き続きデザイン等を使用するときは、改めて申請を行ってください。

第 6 号様式（第 8 条第 3 項）

「ナラシド ♪」・「ソラシノ ♪」 デザイン等使用内容変更不承認通知書

第 年 月 日 号

様

習志野市長 印

年 月 日付けで申請のあったこのことについて、習志野市イメージキャラクター「ナラシド ♪」・「ソラシノ ♪」 デザイン等使用取扱要領第 8 条第 3 項の規定により、下記のとおり承認しません。

記

使 用 承 認 番 号	習志野市承認 第 号
使 用 対 象 物 品 （ 媒 体 ・ 品 名 等 ）	
理 由	

第 7 号様式（第 9 条第 2 項）

「ナラシド ♪」・「ソラシノ ♪」 デザイン等使用承認取消通知書

第 年 月 日

様

習志野市長 印

年 月 日付け使用承認番号第 号で承認した習志野市イメージキャラクター「ナラシド ♪」・「ソラシノ ♪」の使用についてはデザイン等使用取扱要領第 9 条第 2 項の規定により、承認を取消します。

記

取 消 理 由	
---------	--